

「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領

山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事について、適正な施工を確保するため施工体制の適正化にむけた取り組みについての必要な事項は、山口市が定める「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領の例による。この場合において、「山口市」とあるのは「管理者」と、「市工事」とあるのは「管理者が発注する工事」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。